

大口町告示第47号

大口町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町就学援助費事務取扱要綱（令和３年大口町告示第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「大口町立の小学校又は中学校」を「学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）」に改め、「児童生徒の保護者」の次に「（同法第１６条に規定する保護者をいう。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、DV被害による支援措置の対象者その他これに類する者（現に大口町に生活の実態がある者に限る。）については、この限りでない。

第３条見出し中「援助費目」を「援助の基準」に改め、同条第１項第１号ウ中「学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科」を「学校行事に直接必要な費用で保護者が均一に負担する額」に改め、同項第２号中「学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科」を「学校行事に直接必要な費用で保護者が均一に負担する額」に改め、同項第３号中「交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金」を「費用で保護者が均一に負担する額」に改め、同項に次の１号を加える。

（10）クラブ活動費

学校教育活動として実施されるクラブ活動に必要となる費用で、参加する生徒の保護者が均一で準備する物品の購入に必要となる額

第３条第２項中「教育扶助受給者には、前項第１号、第２号及び第６号から第９号までの費目、同法第１２条の規定による生活扶助受給者には第４号の対象となる費目」を「教育扶助及び同法第１２条の規定による生活扶助の対象となる費目」に改める。

様式第８中

「			
修学旅行費(年 1 回)	(上限)	(上限)	
」			

を

「			
修学旅行費(年 1 回)			
」			

に改め、同表卒業アルバム代等の項の次に次のように加える。

「			
クラブ活動費		(上限)	
」			

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(援助対象者) 第2条 就学援助の支給対象となる者は、大口町に住所を有し、<u>学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）</u>に在学する児童若しくは生徒又は新入学予定児童生徒の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。）（以下「保護者」という。）で、次のいずれかに該当するものから大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。 ただし、DV被害による支援措置の対象者その他これに類する者（現に大口町に生活の実態がある者に限る。）については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (援助の基準及び支給額) 第3条 略 (1) 略 ア・イ 略 ウ 校外活動費（泊を伴わないもの） 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる<u>学校行事に直接必要な費用で保護者が均一に負担する額</u> (2) 校外活動費（泊を伴うもの） 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる<u>学校行事に直接必要な費用で保護者が均一に負担する額</u> (3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な<u>費用で保護者が均一に負担する額</u>	(援助対象者) 第2条 就学援助の支給対象となる者は、大口町に住所を有し、<u>大口町立の小学校又は中学校</u>に在学する児童若しくは生徒又は新入学予定児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）で、次のいずれかに該当するものから大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。 (1)・(2) 略 (援助費目及び支給額) 第3条 略 (1) 略 ア・イ 略 ウ 校外活動費（泊を伴わないもの） 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる<u>学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料</u> (2) 校外活動費（泊を伴うもの） 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる<u>学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料</u> (3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な<u>交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅</u>

(4)～(9) 略 <u>(10) クラブ活動費</u> <u>学校教育活動として実施されるクラブ活動に必要となる費用で、参加する生徒の保護者が均一で準備する物品の購入に必要となる額</u> 2 生活保護法第 13 条の規定による<u>教育扶助及び同法第 12 条の規定による生活扶助の対象となる費目</u>については支給しない。 様式第 8（第 6 条関係） 【別記】	<u>行取扱料金</u> (4)～(9) 略 2 生活保護法第 13 条の規定による<u>教育扶助受給者には、前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの費目、同法第 12 条の規定による生活扶助受給者には第 4 号の費目</u>については支給しない。 様式第 8（第 6 条関係） 【別記】
---	---

(新)

様式第 8 (第 6 条関係)

年度 就学援助費支給計画通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

下記のとおり支給を行うことを通知します。

記

(単価 円)

区分		小学校	中学校	支払予定月
学用品費 (第 1 学年)				
学用品費・通学用品費 (第 1 学年を除く)				
校外活動費 {宿泊を伴わない}		(上限)	(上限)	
校外活動費 {宿泊を伴う}		(上限)	(上限)	
新入学児童生徒学用品費等	入学前支給			
	入学後支給			
修学旅行費 (年 1 回)				
給食費 { 1 食当り } (毎月)				
PTA 会費				
生徒会費				
卒業アルバム代等		(上限)	(上限)	
クラブ活動費			(上限)	

* 要保護の児童生徒については、修学旅行費のみが対象となります。

(旧)

様式第 8 (第 6 条関係)

年度 就学援助費支給計画通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

下記のとおり支給を行うことを通知します。

記

(単価 円)

区分		小学校	中学校	支払予定月
学用品費 (第 1 学年)				
学用品費・通学用品費 (第 1 学年を除く)				
校外活動費 {宿泊を伴わない}		(上限)	(上限)	
校外活動費 {宿泊を伴う}		(上限)	(上限)	
新入学児童生徒学用品費等	入学前支給			
	入学後支給			
修学旅行費 (年 1 回)		(上限)	(上限)	
給食費 { 1 食当り } (毎月)				
PTA 会費				
生徒会費				
卒業アルバム代等		(上限)	(上限)	

* 要保護の児童生徒については、修学旅行費のみが対象となります。